令和４年度消費者庁請負業務

韓国における食品寄附の実態及び食品廃棄物・食品ロス削減に関する制度的対応についての調査業務報告書（概要版）

令和５年３月

※本報告書では韓国の法律や制度（食品寄附活性化法及び施行令等）を日本語で整理しているが、
　いずれも仮訳である点にご留意いただき、必要に応じて巻末の対訳表を参照いただくと共に、原文をご確認いただくようお願い致します。
※法律や法制度は随時改訂がされていることから、巻末の出典情報を参照いただき、最新版をご確認いただくようお願い致します。

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング

MUFG

目次

１．調査概要（背景・目的、調査項目） 2

２．韓国の食品寄附に関する法制度 3

２－１．食品寄附活性化法の制度概要

２－２．フードバンク活動に関する免責規定・保険加入

２－３．税制上の優遇措置

３．韓国のフードバンク活動の実態 6

３－１．フードバンクシステムの概要・連携

３－２．フードバンク活動の規模

３－３．コロナ禍におけるフードバンクの活動状況

４．韓国の食品廃棄物政策の特徴（食品廃棄物の従量課金制度と発生状況） 9

５．諸外国の食品寄附に関する法制度の比較 10

１．背景・目的、調査項目

■ 調査背景・目的

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」第19条第３項では、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとされている。
- 令和２年度に実施した「諸外国における食品の寄附の実態等に関する調査業務」によって、アメリカやオーストラリアでは寄附した食品に起因する事故・損害等が発生した場合の免責制度が定められており、フランスについては、フードバンク団体に対して民間保険の活用を推奨しているなど、諸外国における食品寄附促進策の実態を把握することができた。
  一方、同調査の調査対象国に含まれていない韓国では、食品の寄附やフードバンク活動に関する法整備として、2006年に制定された「食品寄附活性化法」に基づき、寄附した食品に起因する事故・損害等が発生した場合の免責制度やフードバンク団体等に対しての損害保険加入の義務付けが定められている。
- また、韓国では、住宅における食品廃棄物の回収について、2010年から食品廃棄物の従量課金制度が開始されるなど、食品廃棄物・食品ロスに関する制度的な対応がなされている。
- そこで本事業においては、韓国における「食品寄附活性化法」の制定に関する経緯や制定後の運用実態に加えて、食品廃棄物・食品ロス削減に関する制度的な対応について調査を実施するとともに、我が国で同様の制度を導入する際の課題等を整理する。

■ 調査項目

- 韓国の食品寄附に関する法制度（制度概要、免責規定、税制上の優遇措置等）
- 韓国のフードバンク活動の実態　（フードバンクシステムの概要、活動の規模等）
- 韓国の食品廃棄物政策の特徴　（従量課金制度の概要、食品廃棄の発生状況等）

２－１．食品寄附活性化法の制度概要

- 韓国におけるフードバンク活動の検討は、1990年代に開始された。当初は主に食品廃棄物の減量施策として検討されたものであったが、1997年のアジア通貨危機を契機に、保健福祉部が所管する社会福祉施策として本格的に導入・普及した。
- 2000年5月に韓国社会福祉協議会を中央フードバンクに指定（委託）。2006年3月24日に「食品寄附活性化法／식품등 기부 활성화에 관한 법률」が制定され、同年9月25日に施行された。

表　食品寄附活性化法の概要（2019年4月23日施行版）

第１条	**＜目的＞** 寄附食品等（食品・家庭用品）を困窮者に提供することにより、社会福祉の増進及び社会コミュニティ文化の普及を図ること。
第２条	**＜用語の定義＞** 寄附食品等、利用者、提供者、事業者を定義。
第３条	**＜届出＞** ・事業者は、事業所を管轄する自治体の長に対して、事業活動を届出することが可能。ただし、年間に支給を受ける寄附食品が３億ウォン（約３千万円）以上の事業者は届出が義務である。 届出には、所定の施設・設備・人員の保有が必要。 ・届出が認められた場合は、「届出確認証明書」が発行される。
第３条の２	**＜寄附食品等支援センターの指定等＞** ・中央寄附食品等支援センター、広域寄附食品等支援センターの選定対象、要件を規定。 ・業務及び運営に関する定期評価を規定。
第４条	**＜寄附食品等の提供事業＞** 事業範囲を規定：(1)寄附の受入れ、寄附食品等の管理・提供、(2)寄附促進のための広報活動、(3)その他付帯事業。
第５条	**＜寄附食品等の受領及び提供＞** ・事業者：寄附食品等の受領及び提供を帳簿で管理し、寄附を証明する領収書や証拠書類を作成する必要がある。 ・提供者、事業者：善良な管理者としての注意義務を果たし、安全に寄附食品等取り扱う必要がある。
第６条	**＜寄附食品等の無償提供＞** 寄附食品等は無償で提供する必要がある。
第７条	**＜国からの支援等＞**
第８条	**＜民事及び刑事責任＞** **食品等の寄附に関する民事免責、刑事免責の内容を規定。**
第９条	**＜利用者の保護＞** **・届出を実施した事業者は、損害保険に加入する必要がある。** ・国及び地方自治体の責務と支援可能な内容を明記。
第９条の２	**＜事業所の評価＞** ・保健福祉大臣は、届出のある事業所に対し、安全管理の水準及び寄附食品等の受領及び提供の透明性を確保する水準を定期評価する。 ・優れた事業所に対して、行政面及び財政面での支援が可能と規定。
第10条	**＜監督等＞** 提供者、事業者が「善良な管理者としての注意義務（第５条）」を怠る、あるいは重大な衛生上の危害の恐れがある場合について、立ち入り検査・照会や、指導・監督が可能な旨を規定。
第11条	**＜是正命令等＞**
第12条	**＜罰則＞**
第13条	**＜譲歩条項＞**
第14条	**＜過料＞**

（出所）国立法律情報センターHP 「食品寄附活性化法」、Korea Law Translation Center HP「ACT ON ENCOURAGING THE DONATION OF FOOD」

２－２．フードバンク活動に関する免責規定・保険加入

- 食品寄附活性化法 第８条において、民事及び刑事責任の免除について規定されている。
- 「第３条に基づいて届出を行った事業者」であるか否かで免責の規定が異なり、「第３条に基づいて届出を行った事業者」は、民事責任に対して損害保険の加入が義務付けられている。ただし、損害保険（生産物賠償責任保険）の加入にあたっては、中央寄附食品等支援センターが全ての事業者を代表して一括で加入するため、各事業者による個別対応は不要である。

表　食品寄附活性化法における免責規定（第８条）

	(1) 民事責任 （利用者が寄附食品等の消費又は使用によって、損害を受けた場合）	(2) 刑事責任 （利用者が寄附食品等の消費又は使用によって、死亡または負傷した場合）
寄附食品等の提供に参加した個人(団体を含む)	免除（＊1~3に該当する場合は責任あり）	刑法/第266～268条の刑罰を減刑または免除 ＊4 （重大な過失がない場合に限り、酌量すべき事情を考慮して判断）
提供者（事業者ではない）		
第３条に基づいて届出を行っていない事業者		
第３条に基づいて届出を行った事業者	責任あり（第９条で損害保険の加入を義務化）	

*1 故意または重大な過失によって、利用者が損害を受けた場合　*2 提供者または寄附食品の提供に参加した個人が、食品衛生法第3条「食品等の取扱い」による衛生上の取扱い基準に違反した場合　*3 寄附食品が、食品衛生法第4条「有害食品等の販売の禁止」に基づく危険なものであった場合　*4 第266条（過失致死罪のうち、人身傷害を与えた場合）、第267条（過失致死罪のうち、死亡させた場合）、第268条（業務上の過失及び重過失）

表　生産物賠償責任保険（賠償請求基準Ⅱ）の概要

契約者名	韓国社会福祉協議会
被保険者名	韓国社会福祉協議会
保険会社	AIG Korea Inc.
保証期間	2022年3月17日～2023年3月17日
総保険料	4,094,000ウォン（約41万円）
補償内容	食品寄附等の提供により生じた身体損害等（※寄附食品等の紛失・盗難・消耗等の財物損害は対象外）
補償限度額	１事故当たりの補償限度額　：　200,000,000ウォン（約2千万円）
	年間補償限度額　：　1,000,000,000ウォン（約1億円）
	１事故当たりの自己負担金　：　300,000ウォン（約3万円）

（出所）国立法律情報センターHP 「食品寄附活性化法」「食品衛生法 第３条、第４条」「刑法 第266-268条」、保健福祉部「2023年度寄附食品等の提供事業の案内」、中央寄附食品等支援センターHP 「2022年度 寄附食品等の提供事業 生産物賠償責任保険の案内」（p.26）

２－３．税制上の優遇措置

■ フードバンク活動に対する食品等の寄附については、税制優遇が定められている。
※ 同優遇は食品寄附活性化法ではなく、法人税法ならびに所得税法にて定められている。

■ 「食品・家庭用品の製造/卸/小売業を行う内国法人(企業)や個人事業主」が、食品寄附活性化法施行令で定める食品および家庭用品を寄附する場合、法人税法施行令第19条、所得税法施行令第55条に基づき、税制優遇が得られる。

✓ 寄附した食品等の帳簿価額の100%を必要経費として参入可能である。なお、内国法人や個人事業主は寄附時に、寄附食品等の簿価を証明する書類を事業者（フードバンク）に提供し、事業者から寄附食品等に関する領収書を受領する。その簿価の真偽は企業が保証することとされている。

表　フードバンク活動に対する寄附行為と税制優遇の概要

寄附品目 / 寄附者	食品寄附活性化法施行令で定められた食品および家庭用品	寄附金	
		施行令で定めていない食品および家庭用品	現金
食品・家庭用品の製造/卸/小売業を行う内国法人（企業）	法人税の優遇（法人税法施行令第19条）	法人税の優遇（法人税法 第24条）	
食品・家庭用品の製造/卸/小売業を行う個人（個人事業主）	所得税の優遇（所得税法施行令第55条）	所得税の優遇（所得税法 第34条）	
その他の事業を行う内国法人（企業）	法人税の優遇（法人税法 第24条）		
その他の事業を行う個人（個人事業主）	所得税の優遇（所得税法 第34条）		

３－１．フードバンクシステムの概要・連携

※食品寄附活性化法における「第３条に基づいて届出を行った事業者」をフードバンク団体と称す。また、中央寄附食品等支援センターを中央フードバンク、広域寄附食品等支援センターを広域フードバンクとする。

- 韓国のフードバンクシステムは、中央フードバンク、広域フードバンク、地域フードバンクという３つの階層から成る。中央フードバンクは運営管理データベースシステムや中央寄附食品等物流センターを活用し、寄附食品等の効率的な配分を促進している。
- 2022年12月現在、中央フードバンクは、ソウル特別市に１箇所、広域フードバンクは全国に17箇所、地域フードバンクは全国に294箇所ある。また地域フードバンクには、セルフ方式のコンビニ型フードバンクである「フードマーケット」（店舗に物品を陳列し利用者自らが必要なものを選べるサービス）が別途存在し、全国に133箇所存在する。

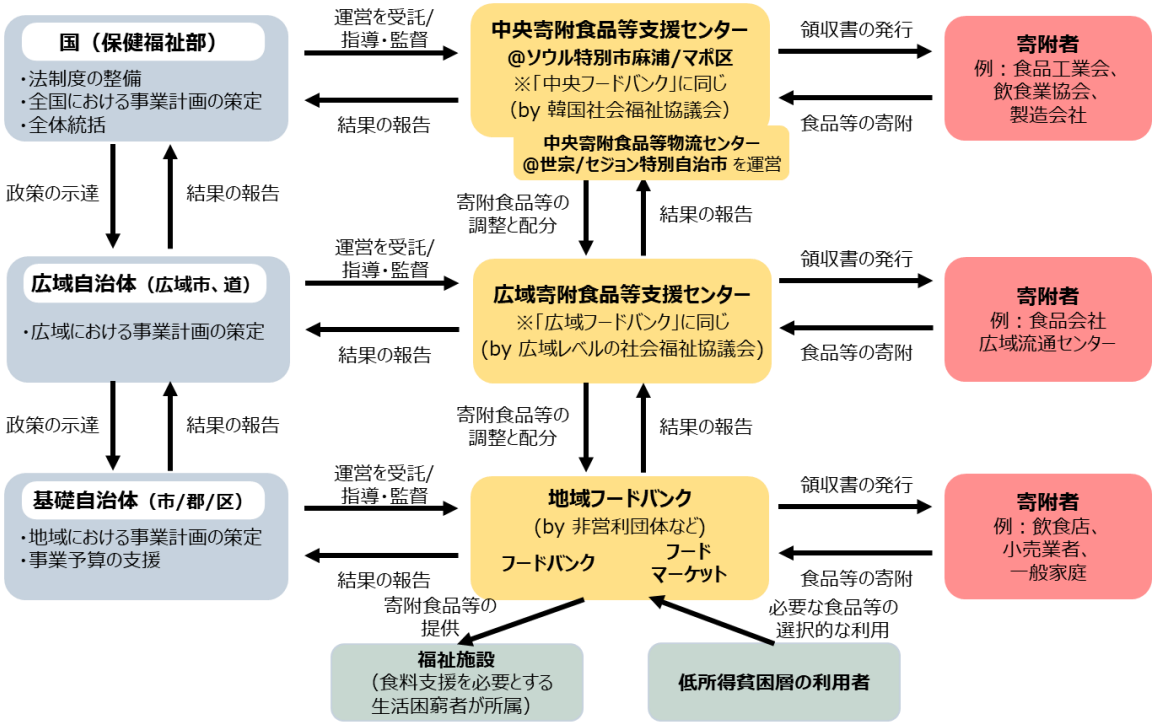

図　韓国におけるフードバンクシステムの概要

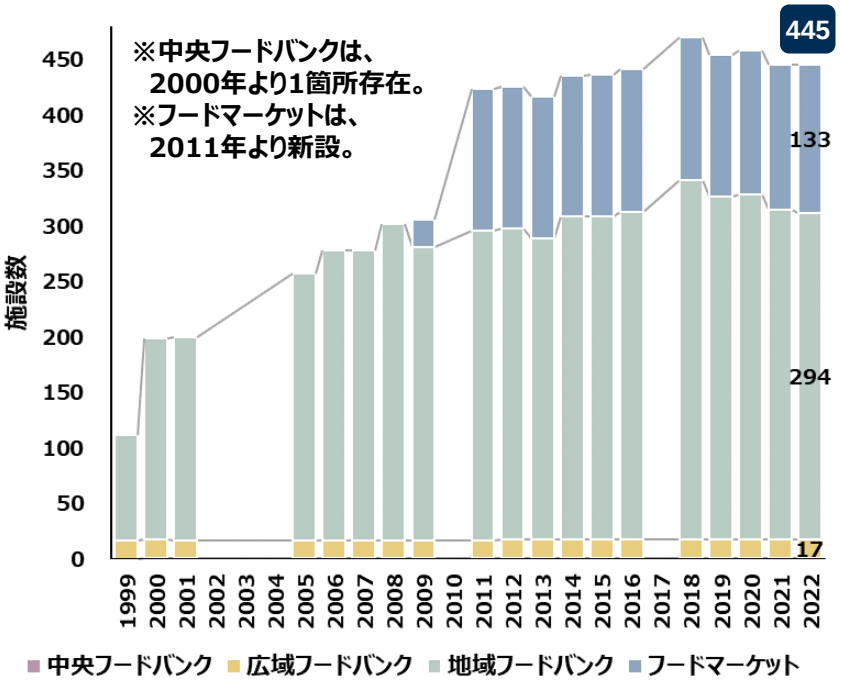

図　韓国フードバンクの拠点数の推移（1999年～2022年）

（出所）保健福祉部 「2023年度寄附食品等の提供事業の案内」（p.12）、「2012～2022年度寄附食品等の提供事業の案内」
章大寧（2010）韓国のFood Bank制度―環境・資源的役割に注目して－　南九州大学研究報, Vol.40, pp.21-35　（上図は両出所を基に、MURC作成）

３－２．フードバンク活動の規模

※食品寄附活性化法における「第３条に基づいて届出を行った事業者」をフードバンク団体と称す。また、中央寄附食品等支援センターを中央フードバンク、広域寄附食品等支援センターを広域フードバンクとする。

- フードバンク活動は概ね右肩上がりで拡大し、2021年の寄附額*は約2,400億ウォン（約240億円）であった。新型コロナウィルスの感染拡大を受け、2020年の寄附額は前年比▲247億ウォン（約▲24.7億円）であり、過去最大の減額であった。
- 2015年のフードバンク認識調査によると、食品関連企業がフードバンクに食品を寄附する理由として、58.7%の企業が「社会的責任」、34.9%が「企業イメージの向上」、29.4%が「廃棄によるコストの削減」と回答された。

＊寄附食品等の帳簿価額の合計。韓国では、金額ベースで食品寄附の規模を把握している。

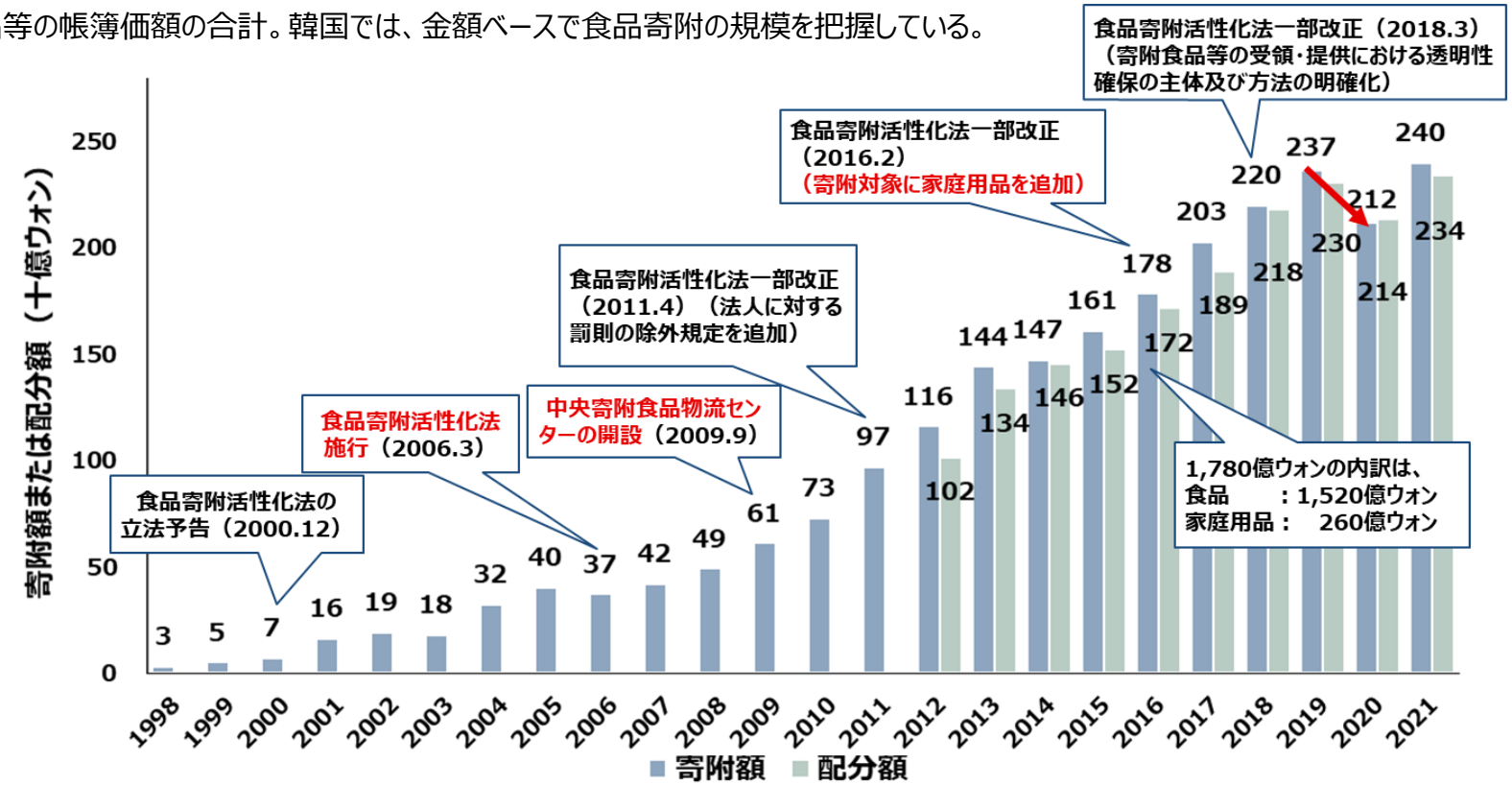

図　韓国フードバンクへの寄附額及び配分額の推移（単位：10億ウォン）

（出所）小林富雄（2019）韓国：フォーマルケアとしてのフードバンクの普及に関する分析－韓国社会福祉協議会協議会の事例－　小林富雄・野見山敏雄（編）フードバンクの多様性とサプライチェーンの進化－食品寄付の海外動向と日本における課題－　筑波書房　p.51-72、
中央寄附食品等支援センターHP「運営実績の統計」（2023年1月12日最終確認）
nielsen「フードバンク認識調査（2015年2月）」　（上図は2014年までを小林(2019)、2015年以降を中央寄附食品等支援センターHPを基に、MURC作成）

３－３．コロナ禍におけるフードバンクの活動状況

※食品寄附活性化法における「第３条に基づいて届出を行った事業者」をフードバンク団体と称す。また、中央寄附食品等支援センターを中央フードバンク、広域寄附食品等支援センターを広域フードバンクとする。

■ 2020年の新型コロナウィルスの感染拡大を受け、
社会福祉協議会/中央フードバンクは**困窮者へのマスクや食品等の提供**のほか、**２つのパイロット事業**を実施した。

■ **「緊急フードパック」事業/緊急食料支援事業**

- 2020年5月より、事業開始。
ミネラルウォーターや乾麺、冷凍食品、インスタント麺（カップ麺）等を一式とするセット提供を行った。
- 2020年度事業：The Global Foodbanking Networkより 35,000USDの寄附を受け、新型コロナウィルスや大規模災害によって食料支援が必要な家庭へ優先的に提供を行った（8,000世帯以上を目標）
- 2021年度事業：韓国社会福祉協議会/中央フードバンクと、株式会社農心が協働で事業を継続。10の広域自治体にある、20のフードバンク・フードマーケットで、常時対応用と緊急支援用と２種類のセット提供を実施した。

■ **「無人フードバンク」パイロット事業**

- 2020年3月、新型コロナウィルスの感染拡大により、約半数の地域フードバンクが閉鎖。食料等の支援を継続的かつ安全に利用できるよう事業を開始した。全国４か所の地域フードバンクにて無人ロッカーを設置し、ロッカーを介した寄附食品等の提供が実施された。
- 利用方法

(1) フードバンクの職員がロッカー内を清掃・消毒

(2) 職員がロッカーのボックス内に寄附品を格納し、利用者に保管ボックスの確認コードを送付

(3) 利用者は指定期間内にロッカーを訪れ、確認コードを入力して、寄附品を受け取る

※ロッカーには液晶モニターが取り付けられており、登録やコードの入力は液晶画面で操作する。

（出所）BOKJITIMES 「中央フードバンクが緊急食料支援事業を開始（2020年5月20日）」、
中央寄附食品等支援センターHP 「緊急食料支援事業」
BOKJITIMES 「ポストコロナ時代、非対面型無人式フードバンクを開設（2021年7月26日）」（いずれも2023年1月12日最終確認）

４．食品廃棄物の従量課金制度と発生状況

- 韓国では2013年に食品廃棄物の従量課金制が本格導入された。課金方法は、①RFIDによる重量測定方式、②有料チップ（ステッカー）方式、③指定有料ごみ袋方式が存在し、導入費用や削減され得る収集運搬費等の地域特性を踏まえて、各自治体が選定する。
- 導入効果の試算としては、食品廃棄物の発生を最大20%削減し、食品廃棄物の処理費用が年間1,600億ウォン（約160億円）削減されることが挙げられていた。一方、2015年以降の生活廃棄物（家庭及び小規模事業所等からの排出分）に占める食品廃棄物の発生量は微減傾向に留まっている。

（出所）環境部HPを基に、MURC加筆

図　RFID導入実証事業を実施した自治体における食品廃棄物の削減効果

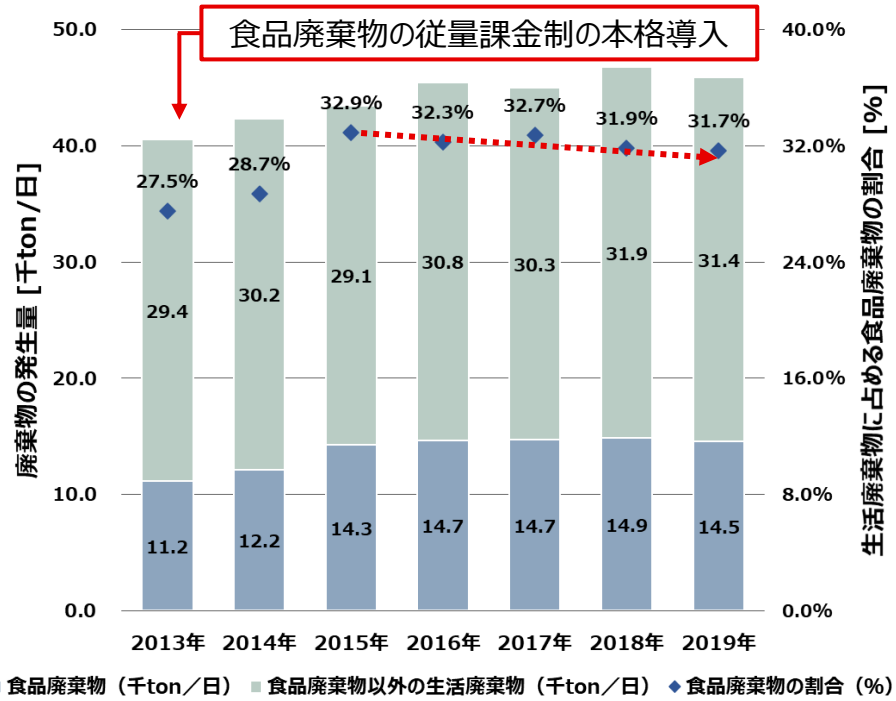

（出所）韓国統計庁を基に、MURC作成

図　生活廃棄物に占める食品廃棄物の発生量の割合（2013年～2019年）

（出所）環境部 「食品廃棄物従量課金制の施行指針」、環境部 「環境白書2021」、環境部HP 「通知 食品廃棄物の従量課金制の実施に関するガイダンス」添付資料、韓国統計庁ウェブサイト KOSIS「廃棄物処理現況_生活廃棄物（생활폐기물）」（いずれも2023年1月24日最終確認）

５． 諸外国の食品寄附に関する法制度の比較

■ 食品寄附に関する促進策は大きく３つであり、**税制優遇**（寄附者が食品の寄附をする際にかかるコストの軽減）、**免責制度**（寄附された食品で食中毒など意図しない事故が起こった場合の寄附者の免責）、**廃棄規制**（食品廃棄の規制によって食品の寄附を後押し）と整理できる。その他、アメリカのように行政機関からの余剰食品の寄附を奨励する施策の例もある。

表　諸外国の食品寄附に関する法制度の整理表

※着色の項目は、特徴的な制度

項目	アメリカ	フランス	オーストラリア	韓国	日本
食品寄附に係る **税制優遇**	一般控除に追加して、食品寄附に特化した拡大控除あり（食品の価値の2倍が上限）	食品寄附の60%相当額の税控除と、廃棄税の回避によるメリット	一般的な寄附控除（食品寄附に特化した優遇措置なし）	一般的な寄附控除（食品寄附に特化した優遇措置なし）（寄附した食品の帳簿価額分を損金算入可能）	一般的な寄附控除（食品寄附に特化した優遇措置なし）（食品寄附を行う場合のコスト（輸送費、保管費、関連人件費等）は損金算入可能との解釈）
寄附した食品に起因する意図しない事故の **免責制度**	善きサマリア人の法で一定の要件の下での寄附者と提供者(NPO)を免責	政府はフードバンク団体に対して民間の保険の活用を推奨	各州がそれぞれ一定の要件の下での寄附者・提供者を免責	一定の要件の下での寄附者・提供者の免責や、一定取扱量以上のフードバンク団体等の損保加入を義務付け	急迫の危害を免れさせるための行動（事務管理）について、悪意又は重過失の場合を除き、民事上の損害賠償責任を負わない（民法第698条）等の規定はあるが、食品寄附者・提供者の免責について具体的な規定はない。
食品の **廃棄規制**	なし	売れ残り食品の廃棄禁止（対象事業者から食料援助団体への食品寄附のための協定の提案を義務化）	なし	住宅から排出される食品廃棄物の従量課金制度を導入	なし
その他	余剰農産物などを政府が買い上げ、各州を通じてフードバンクに提供。また、連邦機関からの食品寄附奨励。	－	－	－	－
食品寄附の規模	寄附量は739万トン（2018年）	寄附量は11.5万トン（2019年）	寄附量は4.8万トン（2016/2017年度）	寄附量は約2,400億ウォン（約240億円）（2021年）	近年の寄附量は少なくとも１万トン程度と推計

（出所）消費者庁「諸外国における食品の寄附の実態等に関する調査業務報告書」（2021年）

（上表は同出所及び本調査結果を基に、MURC作成）

令和４年度消費者庁請負業務
「韓国における食品寄附の実態及び食品廃棄物・食品ロス削減に関する制度的対応についての調査業務」報告書（概要版）

発注者　：消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室
請負者　：東京都港区虎ノ門五丁目１１番２号
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
監修者　：日本女子大学 家政学部 家政経済学科　小林 富雄 教授
立命館アジア太平洋大学 国際経営学部　上原 優子 准教授
調査期間：2022年11月28日～2023年3月31日

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。